

平成29年度 管理職「人権教育」研修講座

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）」を踏まえた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進に向け、具体的な取組等に学ぶ研修を実施しました。

- 1 日時及び会場 平成29年5月8日（月） 13:30～16:00 県立教育研究所
- 2 参加者 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の管理職《251名》
※各校1名参加、奈良市立の学校からの参加を除く。
- 3 日程及び内容
13:30 開会行事
13:40 講演「人権が尊重される学校づくりに向けて
～自尊感情・多文化共生・学力の向上をキーワードに～」
15:10 説明「人権教育の推進に向けて」
15:15 講義「人権尊重の視点に立った学校づくりの具体化に向けて」
(小・中学校分散会、高等学校・特別支援学校分散会)

《講座の概要》

【講演】

「人権が尊重される学校づくりに向けて
～自尊感情・多文化共生・学力の向上をキーワードに～」
二宮孝司（広島市立基町小学校長）



- ・ 目の前の子どもの姿や地域の実態などの中に取り組むべき必要性・必然性があったことが取組のスタートであった。必要性・必然性はどの学校においても存在する。それらを見いだし、そこから課題を見つけ取り組むことこそ人権教育そのものであると考える。
- ・ 基町小学校では、一人一人の子どもを全職員で育てるという姿勢を大切にしており、「学び合いの授業づくり」「児童理解」「国際理解教育」「平和教育」を人権教育推進の4つの柱とし、全ての子どもたちの命と気持ちを守るという志（基町スピリッツ）を高くもっている。
- ・ 自尊感情は何よりも「自分はここにいていいんだ」という安心感（包み込まれ感）が基盤となり、そこから社交性感覚（つながり感）・自己効力感（役立ち感）が生まれ、初めて自己実現へと向かうと考えられる。
- ・ 多文化共生教育は、特別な教育ではなく授業づくりそのものであり、全ての子どもにとって意味がある。「ちがう」と「おなじ」を身近な生活の中で共有し合い、知識だけでなく「想う心」を育てることが大事である。学び合いから「わかった」「できた」を実感できる取組を、一般化・普遍化していく必要がある。

【分散会】

〔小・中学校分散会〕

講義 「人権尊重の視点に立った学校づくりの具体化に向けて」
梅木 誠（奈良県人権教育研究会事務局次長）



- ・ 「部落差別解消推進法」「障害者差別解消推進法」等、個別の人権課題に関する法律や条例が多く施行されたことを力に、人権教育を推進させていく必要がある。
- ・ 「一人も独りにしない、一人も排除しない、一人も差別しない」学校・園・所づくりを管理職が率先して行っていくことが重要である。

説明 「人権教育の推進に向けて」
奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課 指導主事

〔高等学校・特別支援学校分散会〕

講義 「人権尊重の視点に立った学校づくりの具体化に向けて」
河合隆次（奈良県高等学校人権教育研究会事務局長）



- ・ 人権が尊重される学校づくりは「多様性」「関係性」「参加性」を基軸に考える。多様な人たちがいるという理解だけでなく、お互いが関わり合うこと、またその関わりに積極的に参加していくことが大切であると考えます。
- ・ 人権教育は「いつ、どこで」行うかというものではなく「いつでも、どこでも」行われるものである。人権教育の日常化を企図した推進体制の構築が必要である。

説明 「人権教育の推進に向けて」
奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課 指導主事

＜参加者の声より＞

- ◇ 児童生徒の生活を、自己実現・共生・人間関係づくり（3つの視点）をもって、教育を受ける権利の保障・人権を尊重する主体を育てる教育・人権についての理解を深める教育・人権が尊重される教育（4つの側面）から再確認することが大切であると感じた。
- ◇ 「部落差別解消推進法」が国から出されたことを重く受け止め、全ての教育活動の礎として人権教育を推進していくための組織づくりをすることが管理職の責務である。
- ◇ 「一人も独りにしない」という言葉が心に残った。学級集団はもちろんのこと教職員集団にとっても、学校は思いやりあふれる居場所であればならない。